鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金

（民間連携型ゼロカーボン普及啓発事業）　第2回　募集要項

**１　目的**

本補助金は、地球温暖化対策に係るCO2の排出削減に向けて家庭における省エネ対策を幅広く浸透させるため、民間団体等が実施する住民向けの普及啓発の取組を支援し、地域における省エネ意識の定着を図るとともに、２０５０年温室効果ガス排出量実質ゼロとなるカーボンニュートラルを目指す県民意識の醸成を目的としています。

**２　応募要件**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）補助対象者 | 次の各号に掲げる事項をいずれも満たす者又は団体が対象となります。ア　地球温暖化対策など、ゼロカーボンに向けた意識啓発に取り組む県内のNPO法人、民間団体、グループ等であり、別に定める審査会において採択された事業を実施しようとするものであること。イ　法令順守上の問題を抱えている者でないこと。ウ　申請を行う者や団体の役員が暴力団等の反社会的勢力ではないこと又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。 |
| （２）補助対象事業 | ゼロカーボン達成に向けた意識啓発につながる取組（普及啓発イベント、ワークショップ、セミナー等）が対象となります。なお従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することによる新規性が認められるものに限ります。 |

**３　補助率・補助限度額・事業期間**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助率 | 補助上限 | 事業期間 |
| １／２ | １００万円 | 補助金交付決定日から令和５年３月３１日まで |

**４　補助対象経費**

普及啓発イベント等開催のための謝金、旅費、材料費等、事業を実施する上で必要な経費とします。対象外としている経費のほか、審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

　　※　本補助金とは別に補助金等を受けている場合は、重複する対象経費は補助対象となりません。

＜対象外経費の例＞

・経常的な経費（団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む）

・食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）

・人件費（団体職員・構成員への報酬・給料、アルバイト賃金、共済費）

・工事請負費

・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

**５　申請方法**

（１）募集期間

令和４年８月２２日（月）から令和４年９月２２日（木）まで

（２）提出書類

　　　ア　事業計画書：様式第１号（第４条、第７条関係）

イ　収支予算書：様式第２号（第４条、第７条関係）

※提出書類の各様式については脱炭素社会推進課のホームページからダウンロードできます。

（　ホームページ　https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1281580.htm#itemid1281580）

（３）提出方法

（１）に記載の募集期間内に、持参又は郵送により脱炭素社会推進課へご提出ください。

**６　補助事業スケジュール表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 実施者 | 時　期 | 内　容 |
| 1. 補助事業計画書・収支予算書の提出
 | 応募者 | 募集期間 | 実施する取組についての計画書及び予算書を県へ提出します。 |
| 1. 事業計画審査・採択決定
 | 県 |  | 応募者から提出された補助事業計画書等の内容をもとに審査を行います。その後、採択者を決定し、県から採択通知（不採択通知）を応募者へ送付します。 |
| 1. 補助金交付申請
 | 申請者 | 別に通知する日までに | 採択を受けた事業計画を実施するために必要な補助事業について、県へ申請します。 |
| 1. 補助金交付決定
 | 県 | 交付申請から原則２０日以内 | 申請内容について審査を行い、予算の範囲内で交付決定するとともに交付決定通知を送付します。 |
| 1. 実績報告書・収支決算書（事業全体）の提出
 | 補助事業者 | 補助事業完了日から20日以内 | 補助事業全体の実績を県へ報告します。なお、補助事業の完了の日から２０日以内に提出する必要があります。 |
| 1. 補助金額の確定
 | 県 | 実績報告以降 | 県は提出された実績報告書等に基づき、適切に補助対象経費が支出されているか検査を行います。検査後、補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。その後、補助金の精算払を行います。 |

**７　審査について**

募集期間終了後に審査会を開催し、委員の合議により予算の範囲内で補助事業の採択の可否を決定します。

（１）審査会の開催

　　脱炭素社会推進課が通知する日時・場所で開催する審査会に出席いただき、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

　ア　審査会の日時：令和４年９月下旬（予定）

　イ　審査会の場所：鳥取県内の会場（未定）

　　※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面審査のみで審査する場合があります。

（２）審査除外

次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　本要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ　その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

（３）審査方法

以下の観点をふまえ、総合的に審査します。

|  |  |
| --- | --- |
| ゼロカーボンの要素 | ゼロカーボン達成に向けた意識啓発につながる取組であるか |
| 実現可能性 | 事業を統括する者が明確であり、遂行するための体制が整っているか |
| 情報発信力 | 事業に話題性があり、情報発信力が認められるか内容となっているか |
| 展開性 | 他者の参考となる取組となっているか |
| 新規性・高付加価値化 | 新規性がある、又は付加価値を高める取組となっているか |

（４）結果通知

審査結果は、応募者全員に採択の可否を書面で通知します。

**８　留意事項**

（１）消費税の取扱い

補助金交付額の算出の根拠となる補助対象経費については、消費税（及び地方消費税）を除いた金額となります。ただし、事業期間を含む会計年度において次のいずれかに該当する採択者については、消費税（及び地方消費税）を含めた金額とすることができます。

　　ア　消費税法上の納税義務者とならない者

　　イ　消費税法上の簡易課税制度を適用している者

　　ウ　消費税法第６０条（特定収入がある場合の仕入税額控除の調整）の適用を受ける者

（２）変更手続き等

ア　補助事業の内容の変更をする場合や補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微なもの　を除く。）には、予め計画変更の承認を受ける必要があります。

イ　補助事業を中止、又は廃止する場合は、速やかに申請し、承認を受ける必要があります。

（３）補助事業の実績報告

本補助金に係る事業の「完了」とは、補助事業本体とその精算業務及びこれに伴う補助事業者の組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から、２０日を経過する日又は補助対象期間（交付決定日から１２月）を満了した日から２０日を経過する日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

（４）帳簿の保存等

補助事業に係る経理については、帳簿書類及びその証憑書類を保存し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存してください。

（５）交付決定の取消及び処分

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定後においても、その交付決定の全額又はその一部の額を取消すことがあります。その場合、既に交付された補助金のうちその取消額の返還を命ずることがあります。

ア　法令等に基づく処分・指示に違反したとき

イ　虚偽申請等があったとき、交付決定の内容や目的に反し補助金を使用したとき　等

（６）情報発信への協力

　　本補助金で実施した事業については、県内の地球温暖化防止活動の実践拡大に資するため、県が行う情報提供・発信に業務に支障のない範囲でご協力をお願いする場合があります。

**９ 窓口・問合せ先**

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎７階）

電話 0857-26-7205／ﾌｧｸｼﾐﾘ0857-26-8194／電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp

ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1281580.htm#itemid1281580